

R2 補正CEV補助金 アンケート・モニタリング調査についてのFAQ

分類	Q	A
1-1	【アンケート・モニタリング調査関係】 アンケート・モニタリング調査とはどのようなものか。	次の3つを指します。 ①実態調査 毎月の家庭/事務所の消費電力量や電動車の走行距離等のデータを入力 ②アンケート調査 年一回程度のアンケート調査（2年間） ③インタビュー・詳細モニター 優良先進事例と環境省が判断した場合は、個別に詳細データの提供やインタビューをお願いすること場合もあります。
1-2	【アンケート・モニタリング調査関係】 毎月のデータ入力はどうやってやるのか。	環境省にてWEBページの構築を進めています。 こちらへ毎月の家庭/事務所の消費電力量や電動車の走行距離等のデータを入力いただくことを考えております。 また、アンケート調査についてもWEBページを介して実施いただくことを考えております。
1-3	【アンケート・モニタリング調査関係】 毎月のデータ入力やアンケート調査に対応できない場合は申請資格がないということか。	原則として、WEBページの利用をお願いすることとなりますが、諸事情によりWEBページでの対応ができない方は、郵送による対応を考えています。
1-4	【アンケート・モニタリング調査関係】 データ入力やアンケート調査へ回答しなかった場合はどうなるのか。	アンケート・モニタリング調査への参画は本事業の要件の一つとなっておりますので、特別な理由がない限りご回答がいただけない場合は補助金返還の対象となりますので、ご注意ください。
1-5	【アンケート・モニタリング調査関係】 優良先進事例とはどのような事例なのか	電気自動車等の持つバッテリーを使って家庭/事務所の電力のピークカットを実施したり、再エネ電力の供給過多時に発電事業者の要請に応じて充電をするデマンドレスポンス等のような高度なエネルギーマネジメントを活用している事例等を想定しています。
1-6	【アンケート・モニタリング調査関係】 アンケート・モニタリング調査はいつまで続くのか。	アンケート・モニタリング調査のうち実態調査については、令和3年からの4年間、令和6年度までの再エネ100%電力調達状況について、モニタリングさせていただきます。 ただし、令和6年度の調達状況の確認等で令和7年度にご連絡させていただく場合がございます。 また、アンケート調査については、実施期間は2年間となっております。
1-7	【アンケート・モニタリング調査関係】 アンケート・モニタリング調査の「実態調査」で提出する情報・エビデンスはいつから入力可能になるのか。	2021年冬頃を目途にWebページを公開する予定です。 Webページが公開されましたら、申請時に登録いただいた住所及びメールアドレスに別途ご連絡差し上げます。
1-8	【アンケート・モニタリング調査関係】 アンケート・モニタリング調査の「実態調査」で提出する情報・エビデンスの入力期日や入力対象期間はあるか。	第一回実態調査では以下の様な期日となっております ①2021年9月22日以前に補助金の交付が決定した方 入力期日：2021年12月10日（金） 入力対象期間：申請月の翌月から2021年10月31日までの情報 ②2021年9月23日以降に補助金の交付が決定した方 入力期日：2022年 春～夏予定 入力対象期間：申請月の翌月から2022年3月31日までの情報 第二回実態調査以降では毎年春～夏にかけて一年分の情報を入力していただきます。 なお、データ入力に併せて毎月の消費電力量を示している書類（例：検針票等）を、各月ごとにアップロードいただくことを想定しておりますが、一年分の情報が1つのファイルで示せる場合は、各月ごとのファイルアップロードは不要です。
1-9	【アンケート・モニタリング調査関係】 4年間の間で手法の切り替えは可能か。	可能です。手法を切り替える際はWebページにてご連絡いただく想定です。
1-10	【アンケート・モニタリング調査関係】 住所等の変更がある場合はどうすればよいか。	Webページ上の個人情報変更ページより変更をお願いいたします。 変更内容によって補助金執行団体様より連絡がある場合がございます。

分類	Q	A
1-11	【アンケート・モニタリング調査関係】 入力を間違えた場合はどうすればよいか。	入力期限内であればWebページ上で変更は可能です。 入力期日以降はWebページ上のお問い合わせページよりご連絡ください。
1-12	【アンケート・モニタリング調査関係】 電力メニューを切り替えた場合、各メニューの加入期間の証明はどのように行うのか。	本事業において、補助金受給者には再エネ供給の証明として毎月の検針票をご提出いただくことを想定しております。 メニューの切り替えが生じた場合は切り替え前と切り替え後の検針票をそれぞれご提出いただけます。 一例として、8月よりA社からB社に切り替えた場合は7月まではA社の検針票を、8月以降はB社の検針票をご提出いただけます。 切り替えに際して、A社のマイページにログインできなくなり、検針票が確認不可能になってしまった場合はA社にご連絡の上、検針票を再発行を御依頼頂くようお願いいたします。 また、検針票だけでなく、スマホ・PC等によっても電気使用量の把握はできますので、併せてそちらもご確認ください。
1-13	【アンケート・モニタリング調査関係】 検針票(電気使用量のお知らせ)などをなくしてしまった場合はどうすればよいか。	お手数ですが、契約いただいている小売電気事業者や証書発行事業者に再発行を依頼してください。 また、検針票だけでなく、スマホ・PC等によっても電気使用量の把握はできますので、併せてそちらもご確認ください。
1-14	【アンケート・モニタリング調査関係】 手法1を選択したが、Webページ上に何を入力すればよいか。	手法1の場合は「再エネ電源の発電量」、「施設等の消費電力量」、をご入力ください。売電を行っている場合は「売電量」も併せてご入力ください。 また、各入力項目のエビデンスもご提出ください。各項目のエビデンス例は以下の通りです。 ・再エネ電源の発電量：HEMS画面の写真やスクリーンショット等 ・売電量：HEMS画面の写真やスクリーンショット、売電量を記した電気使用量のお知らせ（検針票）等 ・施設等の消費電力量：HEMS画面の写真やスクリーンショット等
1-15	【アンケート・モニタリング調査関係】 手法1のみを選択し太陽光発電で賄っていたが、不足時に小売電気事業者から電力を購入した場合はどのように対応するべきか。	小売電気事業者から購入している電力が環境省の指定している再エネメニューである場合は手法1と手法2の複合手法となります。指定のメニューでない場合は手法1と手法3の複合手法となるため、再エネ電力証書の購入が必要となります。
1-16	【アンケート・モニタリング調査関係】 手法2を選択したが、Webページ上に何を入力すればよいか。	「再エネ電力の購入量」（再エネ電力の検針票で記載されている電気使用量）をご入力ください。 また、再エネ電力メニューを購入したエビデンスも併せてご提出ください。エビデンス例は以下の通りです。 ・再エネ電力の購入量：電気使用量のお知らせ（検針票）等
1-17	【アンケート・モニタリング調査関係】 手法2で契約していた電力メニューが中止された場合、補助金返還の対象となるのか。	不測の事態により、電力の供給が中止された場合は補助金返還対象とはなりません。 しかしながら、不足した分の電力については証書の購入などで補填していただく必要があります。
1-18	【アンケート・モニタリング調査関係】 手法3を選択したが、Webページ上では何を入力すればよいか。	「再エネ電力証書の購入量」、「再エネ電力証書の購入期間」、「一般電力（手法2以外）の電気使用量」をご入力ください。 また、各入力項目のエビデンスもご提出ください。各項目のエビデンス例は以下の通りです。 ・再エネ電力証書の購入量：グリーン電力証書の写し、(J-クレジットの)無効化通知書及び再エネ電力量を記載した書類 ・一般電力（手法2以外）の電気使用量：電気使用量のお知らせ（検針票）等
1-19	【アンケート・モニタリング調査関係】 手法を複数選択したが、Webページ上では何を入力すればよいか。	選択した手法で指定されているすべての入力項目をご入力ください。選択した手法に応じてWebページに必要な入力項目が表示されます。また、各入力項目に対応するエビデンスもWebページ上でご提出ください。
1-20	【アンケート・モニタリング調査関係】 Webページ上での回答期間外で再エネ調達をやめた場合、補助金の返還に向けてどのような手続きが必要か。	Webページでの回答期間外に再エネ調達を取りやめる場合につきましては補助金返納の対象となりますので下記連絡先までお問い合わせください。 環境省 令和2年度第3次補正予算 EV等補助事業 問合せ窓口 TEL：03-6627-6486
2-1	【再エネ電力関係】 どのようにしたら再エネ100%電力調達の要件を満たすのか。	再エネ100%電力調達の方法については、環境省HPで公開しているように、 ①所有している再エネ発電設備からの自家消費、 ②電力小売会社から再エネ100%電力メニューの購入（契約）、 ③グリーン電力証書もしくは再エネ由来Jクレジットの購入の3つの手法があり、これらはそれぞれ組み合わせて再エネ100%としてもよいです。 詳細については、下記環境省HPをご確認願います。 環境省「再エネ100%電力調達」要件の解説： https://www.env.go.jp/air/saiene/saiene_kaisetsu.pdf
2-2	【再エネ電力関係】 太陽光パネルを所有しているが、これで条件が満たせるか。	太陽光パネルを所有し、自営線や蓄電池と組合せる等により各家庭/事務所直接消費する分については本事業の要件にカウントできます。 ただし各家庭/事務所での全消費電力を満たすことができない場合は、その不足分について、電力小売会社から再エネ100%の電力メニューを購入するか、グリーン電力証書といった再エネ証書を購入いただくことで再エネ100%電力調達の要件を満たすことができます。

分類	Q	A
2-3	【再エネ電力関係】 太陽光パネルを所有し、FIT売電をしているが、この発電量を使って条件を満たせるか。	FIT売電分の発電量を本事業の要件にカウントすることはできません。 電力小売り会社から再エネ100%の電力メニューを購入するか、グリーン電力証書といった再エネ証書を購入いただくことで再エネ100%電力調達の要件を満たすことができます。
2-4	【再エネ電力関係】 太陽光パネルの設置を検討しているが、補助金の対象なのか。	本補助事業では太陽光パネルなどの再エネ発電設備は対象外です。
2-5	【再エネ電力関係】 ZEH/ZEB認定の家庭/事務所だが、追加措置なしに再エネ100%電力調達の条件とみなせるか。	外部からの電力調達がなく、所有する再エネ発電設備（太陽光パネル等）の発電電力量で家庭/事務所の全消費電力量を満たすことができれば条件を満たします。 所有する再エネ発電設備（太陽光パネル等）の発電電力量で家庭/事務所の全消費電力量を満たすことができなければ、不足分について電力小売り会社から再エネ100%の電力メニューを購入するか、グリーン電力証書といった再エネ証書を購入いただくことで再エネ100%電力調達の要件を満たすことができます。
2-6	【再エネ電力関係】 電力小売り会社の再エネメニューは、何を選択すればよいのか。	再エネ100%電力のメニューを選択ください。
2-7	【再エネ電力関係】 いつまでに電力契約を切り替える必要があるのか。	申請日までに電力契約を澄ましてください。電力契約によっては時間がかかるケースがありますので、ディーラーでの商談後、車両が納車（登録）されるまでの間に、余裕をもって電力契約をすましておくことをお勧めいたします。
2-8	【再エネ電力関係】 すでに再エネ電力メニューで契約しているが、切り替える必要があるのか。	切り替える必要はございません。ただし、対象となる再エネ電力メニューについては環境省にて事前集約し、そのリストを公開します。 リストに掲載されていない再エネ電力メニューは補助条件の対象外となりますのでそちらをご確認ください。 環境省 再エネ100%電力調達要件について： http://www.env.go.jp/air/100.html
2-9	【再エネ電力関係】 外部で充電（水素の場合は充填）する場合、再エネ電力（水素の場合は再エネ由来）である必要があるのか。	必要ないです。本事業の要件は、車両を登録する各家庭/事務所で使用される電気について、再エネ100%電力調達できていることです。